

公調委平成21年（フ）第1号 三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件

決 定

（申請人住所略）

申 請 人 A

処分庁の表示 別紙処分庁目録のとおり

主 文

本件申請をいずれも却下する。

理 由

第1 申請人の申立て

本件申請の趣旨及び理由は別紙裁定申請書（写）、裁定申請修正書（写）、補正書（写）各記載のとおりである。

第2 当裁定委員会の判断

- 1 本件申請の趣旨は、その理由と併せて内容が判然とせず、申請内容の特定ができないことから、当裁定委員会は、平成21年8月3日に、処分庁、処分の表示及び申請の趣旨を明らかにせよとの補正命令を発令し、同月6日に申請人に到達した。

しかしながら、その補正期間満了日である同月20日は経過したところ、その間に申請人から提出された補正書の記載を裁定申請書及び裁定申請修正書の各記載と併せて熟読し、子細に検討しても、同各書面には、不服の対象である処分として縷々記載されているものの、各処分庁に対応する不服の対象となる処分がいまだに判然とせず、いずれも処分の特定を欠いているというほかない。また、少なくともその記載内容は、いずれも鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律1条2号所定の各法律に規定された各処分に該当するとは認められず、当裁定委員会が裁定すべき事項に属しないこと

は明らかである。

- 2 よって、申請人の本件申請はいずれも不適法であるから、これらを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成21年9月7日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大 内 捷 司

裁定委員 磯 部 力

裁定委員 辻 通 明